

山梨県公報

第千五百七号

平成十六年

九月六日

月 曜 日

目 次

道路の区域変更	五八一
道路の供用開始(二件)	五八一
公共測量の実施	五八一
開発行為に関する工事の完了について	五八二
土地改良区役員の退任及び就任	五八二
公安委員会	五八二
一般競争入札について	五八二

告 示

山梨県告示第三百九十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局石和建設部において、この告示の日から平成十六年九月二十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年九月六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 八代芦川三珠線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
東八代郡八代町大字竹居字御堀二〇番の一 地先から 東八代郡御坂町大字竹居字仁王二一四八番	旧	七・〇	六七五・〇
	新	一九・〇	

一の地先まで

新 九・八

四一・二

六七五・〇

山梨県告示第三百九十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十六年九月二十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年九月六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	葦崎増富線	北巨摩郡須玉町大字小尾字濱井場五七二九番の二地先から 北巨摩郡須玉町大字小尾字濱井場五七四八番の二地先まで	七三・〇	平成十六年九月六日

山梨県告示第四百号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局石和建設部において、この告示の日から平成十六年九月二十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年九月六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	袖口塩山線	東山梨郡牧丘町大字袖口字袖口山三〇〇八番の一 地先から 東山梨郡牧丘町大字袖口字小倉原二一四番の一 地先まで	二二四〇・〇	平成十六年九月六日

公 告

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、平成十六年八月二十三日付けで国土交通大臣から次のとおり公測量を実施する旨の通知があった。
平成十六年九月六日

- 一 作業種類 公共測量（街区基準点測量及び街区点測量） 山梨県知事 山本 栄彦
- 二 作業期間 平成十六年九月一日から平成十七年三月三十一日まで
- 三 作業地域 甲府市

● 開発行為に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。
平成十六年九月六日

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 山梨県知事 山本 栄彦
開発区域（工区）に含まれる地域の名称
中巨摩郡昭和町飯喰字村西一六二の二及び一六六の二の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市貢川本町十三番十九号 コーポ南西二百一 矢崎隆男

● 土地改良区役員の退任及び就任
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、武川村土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。
平成十六年九月六日

- 一 退任 山梨県知事 山本 栄彦

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	小澤 芳朝	北巨摩郡武川村宮脇九三番地	平成十六年八月八日
同	藤井 幸男	三吹五七三番地	同

二 就任

役職名	氏名	住所	就任年月日
同	同	同	同

理事	小澤 芳武	北巨摩郡武川村柳澤二二三番地	平成十六年八月九日
同	溝口規矩雄	同	同
同	同	山高二七五四番地二	同

公安委員会

● 一般競争入札について
次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成十六年九月六日

山梨県警察本部長 田中 法昌

- 一 一般競争入札に付する事項
 - 1 借入物品等の名称及び数量
山梨県警察総合的行政文書管理システム用サーバ機器等 一式
 - 2 借入物品等の仕様等
入札説明書で定める内容等であること。
 - 3 借入期間
平成十七年一月一日から平成二十一年十二月三十一日までの間
 - 4 納入場所
山梨県警察本部長が指定する場所
- 二 一般競争入札の参加資格
 - 1 平成十六年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十六年山梨県告示第百六十七号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。
 - 2 この公告に示す借入物品等を確実に納入できると山梨県警察本部長が判断した者であること。
 - 3 納入する借入物品等に係るアフターサービスを山梨県警察本部長の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
 - 4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から、山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領に基づき指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- 三 入札手続等
 - 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号四〇〇 八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県警察本部警務部警務課文書管理室文書第二担当 電話〇五五 二三五 二二二一

2 入札説明書の交付方法

この公告の日から平成十六年九月二十八日までの間の山梨県の休日（以下「県の休日」といふ。）を除く毎日、午前九時から正午までの間及び午後一時から午後五時までの間に、三の1の交付場所において交付する。

3 入札参加資格確認申請書の提出方法

平成十六年九月十四日から同月二十八日までの間の県の休日を除く毎日、午前九時から正午までの間及び午後一時から午後五時までの間に山梨県警察本部警務部警務課文書管理室文書第二担当に持参すること。

4 入札及び開札の日時及び場所

平成十六年十月十八日午後二時 山梨県庁北別館五〇一会議室

5 郵送による入札書の受領期限及び受領場所

平成十六年十月十五日午後五時までの間に山梨県警察本部警務部警務課文書管理室文書第二担当（郵便番号四〇〇 八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に必着すること。

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」といふ。）第百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

8 落札者の決定方法

規則第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

- 1 契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

2 入札保証金

免除

3 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約書作成の要否

要

5 その他

詳細は、入札説明書による。

Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured

Computer Equipment for comprehensive official documentation management

system of Yamanashi Prefectural Police, 1 Set

2 Date and time for tender

2:00PM October 18, 2004

3 Bureau in charge

Police Administration Division, Police Administration Department, Yamanashi

Prefectural Police Headquarters 6-1 Marunouchi 1-chome Kofu-shi

Yamanashi-ken 400-8586 Japan

TEL 055-235-2121(Ext.2583)

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番